

政治団体収支報告書 の記載例

収支報告書様式は、県選挙管理委員会HPに掲載しているほか、市町村選挙管理委員会又は県選挙管理委員会にて配布します。

県選管HP :

<https://www.pref.toyama.jp/500/kensei/kenseiunei/senkyo/iinkai/seijidantai-todokede.html>

(問い合わせ先)
富山県選挙管理委員会
076-444-3183

目 次

その1 収支報告書表紙	1
【参考】収入項目の分類基準表	2
その2 収支の状況	3
その3 収入内訳（機関紙誌の発行その他の事業による収入）	4
その4 (借入金)	4
その5 (本部又は支部から供与された交付金に係る収入)	5
その6 (その他の収入)	5
その7 寄附の内訳 (1) 個人からの寄附	6
(2) 法人・その他の団体からの寄附	7
(3) 政治団体からの寄附	7
その8 寄附のうち寄附のあっせんによるものの内訳	8
その9 政党匿名寄附の内訳	8
その10 機関紙誌の発行その他の事業による収入のうち特定パーティーの対価に係る収入の内訳	9
その11 政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳	9
その12 政治資金パーティーの対価に係る収入のうち対価の支払のあっせんによるものの内訳	9
その13 支出項目別金額の内訳（総括表）	10
【参考】支出項目の分類基準表	11
その14 経常経費（人件費を除く。）の内訳	12
その15 政治活動費の内訳 (1) 組織活動費	12
(2) 選挙関係費	13
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費 (ア 機関紙誌の発行事業費)	13
(イ 宣伝事業費)	14
(ウ 政治資金パーティー開催事業費)	14
(エ その他の事業費)	15
(4) 調査研究費	15
(5) 寄附・交付金	16
(6) その他の経費	16
その16 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳	16
その17 資産等の状況	17
その18 資産等の項目別内訳	17
【参考】資産等の記載方法一覧表	18
その19 不動産の利用の現況	19
その20 宣誓書	19
領収書等を徵し難かった支出の明細書（第15号様式）	20
振込明細書に係る支出目的書（第16号様式）	20
政治資金監査報告書（第29号様式）	21
【参考】寄附金（税額）控除のための書類について	22
寄附金（税額）控除のための書類（記載例）	23
【参考】政治団体の届出・報告事項	24

注 記載例のため、各項目間の数値は一致しない場合があります。

その1 収支報告書表紙

※ 全団体提出が必要

(その1)

収 支 報 告 書 (令和〇年分)

原則記入不要

(開催分)

収支報告書の提出時点の状況で記入してください。
※変更があり未届けの場合は、併せて「届出事項の異動届」を提出してください。

(ふりがな) **とやまけんみんきょうかい**
1 政治団体の名称 **富山県民協会**

2 主たる事務所の所在地 **富山市新総曲輪1-7**

3 代表者の氏名 **富山 太郎**

4 会計責任者の氏名 **高岡 二郎**

事務担当者の氏名

水見 三郎

(電話) **076-444-3183**

事務担当者は、収支報告書の記載内容について説明が可能な方を記入してください。

※必須。該当箇所にチェックすること

政治団体の区分 ※	
<input type="checkbox"/> 政	党
<input type="checkbox"/> 政 党 の 支 部	□ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
<input type="checkbox"/> 政 治 資 金 団 体	<input checked="" type="checkbox"/> そ の 他 の 政 治 团 体
	□ そ の 他 の 政 治 团 体 の 支 部

活動区域の区分 ※

<input type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等	<input checked="" type="checkbox"/> 同一の都道府県の区域内
---------------------------------------	---

資金管理団体の指定の有無 ※

<input checked="" type="checkbox"/> 有	国会議員関係政治団体の区分
<input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
	<input checked="" type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第3号に係る国会議員関係政治団体
	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の16の3第1項の規定により国会議員関係政治団体とみなされる政治団体

**衆議院議員
(現職)**

資金管理団体の届出をした者
の氏名

富山 太郎

国会議員関係政治団体の区分

<input checked="" type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
<input checked="" type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第3号に係る国会議員関係政治団体
<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の16の3第1項の規定により国会議員関係政治団体とみなされる政治団体

公職の候補者の氏名

富山 太郎

公職の種類

衆議院議員 (現職)

1年の途中で変更があった場合は、12月31日現在の状況で記入してください。

1年の途中で、新規指定又は取り消しがあった場合、指定期間を記入してください。
(前年から変更がない場合は記入不要)

資金管理団体の指定の期間

年	月	日から	年	月	日まで
年	月	日まで	年	月	日まで

※報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取消をした場合のみ記入。

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

年	月	日から	年	月	日まで
年	月	日まで	年	月	日まで

※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体の指定・取消をした場合のみ記入。

【参考】 収入項目の分類基準表

(収入)

項 目	内 容	
1 党 費 ま た は 会 費	<p>個人が負担する党費または会費（当該団体の規約等の定めにより集められるもの）の合計金額及び納入した者の実人員。</p> <p>※「法人その他の団体」からの党費または会費は除く（「2 寄附（2）法人その他の団体」に含める。）</p>	
2 寄 附	(1) 個 人	個人からの寄附（特定寄附を含む。）
	(2) 法 人 そ の 他 の 団 体	<p>「法人その他の団体」から受けた寄附（党費・会費として受けた金額を含む。）</p> <p>※「法人その他の団体」からの寄附を受けられるのは、政党又は政党支部のみ。</p>
	(3) 政 治 団 体	<p>政治団体として届出がある団体からの寄附</p> <p>※政党支部が、本部又は支部から受け取った交付金は、（その5）に計上する。</p>
	(4) 政 党 匿 名 寄 附	政党及び政治資金団体が、街頭又は一般に公開される講演会若しくは集会において受けた、1,000円以下の寄附。 この例以外は、すべて禁止。
3 機 関 紙 誌 の 発 行 そ の 他 の 事 業 に よ る 収 入	<p>「機関紙や機関紙誌の発行事業収入」「政治資金パーティーの開催事業収入」「新年会・忘年会等その他催し物の会費による収入」。</p> <p>具体的には、「〇〇機関紙発行事業」「△△政治資金パーティー開催事業」「□□講演会開催事業」「××総会開催事業」等の名称を事業ごとに記載する。</p> <p>ここで掲載した事業については、支出の2「政治活動費」の(3)機関紙誌の発行その他の事業費のいずれかの支出として掲載される。</p> <p>※これらの事業で「お祝い」等の会費以外の収入は、寄附となるので注意。</p>	
4 借 入 金	個人または金融機関等からの借入金。	
5 本 部 又 は 支 部 か ら 供 与 さ れ た 交 付 金 に 係 る 収 入	本部・支部間又は支部間における（選管等へ届出がある支部に限る。）交付金・還付金・納付金・寄附等によって受けた額。	
6 そ の 他 の 収 入	<p>上記1～5に分類できない収入額で、例えば、預金利子や労務等の無償提供による寄附をした場合の支出に対応する「金銭以外のものによる寄附相当分」の類をいう。</p> <p>この項目は、1件10万円以上のものについては個別に明細を記載する。</p>	

その2 収支の状況

※ 全団体提出が必要
収入支出が0円であっても提出が必要

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	「前年からの繰越額」+「本年の収入額」	→ 15, 336, 864 円
(前年からの繰越額)	前年の収支報告書の「翌年への繰越額」と一致します。	→ 100, 000
(本年の収入額)	(その13)の合計額と一致します。	→ 15, 236, 864
支 出 総 額		→ 15, 114, 750
翌 年 へ の 繰 越 額	「収入総額」-「支出総額」	→ 222, 114

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費		
金 額		→ 1, 000, 000 円
員 数	金額と員数はそれぞれ合計を記入してください。 ※員数は実人数を記入すること。	→ 100 人

(2) 寄附

ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附	1, 600, 000	
(うち特定寄附)	(50, 000)	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	← 政黨の支部以外の政治団体は、受領することができません。
(ウ) 政治団体からの寄附	240, 000	
小計 (ア)+(イ)+(ウ)	1, 840, 000	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	(0)	
イ 政党匿名寄附	0	
合計 (ア+イ)	1, 840, 000	

その3 収入内訳（機関紙誌の発行その他の事業による収入）

※ 該当がない場合は提出不要

(その3)

(3) 機関紙誌の発行その他の事業による収入

事業の種類	金額	備考
機関紙「国政報告」	700,000 円	
富山君を励ます会開催事業	10,000,000	○年△月□日 富山市○○町1-10 □ホテル
忘年会	100,000	○年△月□日

- ・会費等の収入を伴って行った事業等はすべて記載してください。
また、ここに記載した事業については、(その13)の「2政治活動費の(3)機関紙誌の発行その他の事業費」の支出に対応していますので、必ず「アからエの各事業」に区分し、かつ事業の種類ごとに(その15)を作成してください。
 - ・**政治資金パーティーの場合、備考欄に開催日、開催場所等を記入してください。**
※1回の政治資金パーティー開催に係る収入が1,000万円以上の場合、(その10)も作成してください。

この頁の小計	10,800,000
合計	10,800,000

その4 収入内訳（借入金）

※ 該当がない場合は提出不要

(その4)

(4) 借入金

借入先	金額	備考
C銀行（D支店）	500,000 円	
・借入先欄には借入先の氏名や名称を記入してください。		

- ・借入先欄には借入先の氏名や名称を記入してください。

・その年の12月31日現在で、借入先ごとの残高が100万円を超える場合には、(その17)の「資産等の状況」の「借入先ごとの残高が100万円を超える借入金」の有の□にチェックを入れ、(その18)を作成し、借入先及び未返済の金額を具体的に記入してください。

この　頁　の　小　計	500,000
合　　計	500,000

その5 収入内訳（本部又は支部から供与された交付金に係る収入）

※ 該当がない場合は提出不要

(その5)

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入

交付金を供与した本部又は支部の名称	金額	年月日	主たる事務所の所在地	備考
全国県民協会	500,000 円	○. 1. 20	東京都○○区○○ 1-1	
富山県民協会○×支部	300,000	○. 3. 18	高岡市広小路7-51	

- ・交付金を供与した本部又は支部ごとに、その名称及び主たる事務所の所在地並びに当該交付金の金額及び供与を受けた年月日を該当欄に記入してください。
- ・本部又は支部とは、政治団体の届出をしてあるものを指します。
- ・本部又は支部を持たない政治団体がこの様式を使用することはできません。
- ・政党支部から後援会等への寄附は「(その7)政治団体からの寄附」に計上してください。

この 頁 の 小 計	800,000			
合 計	800,000			

※ すべての交付金について記載すること。

その6 収入内訳（その他の収入）

※ 該当がない場合は提出不要

(その6)

(6) その他の収入

摘要	金額	備考
F銀行（G支店）預金利子	137,000 円	
金銭以外のものによる寄附相当分	100,000	○年△月△日 富山太郎に選挙事務所を提供

- ・収入の各項目(その3~5、その7)に区分されない収入がある場合はこの様式に記載してください。
(銀行利子・無償提供による寄附相当分 等)
- ・支出のうち、無償提供したもの(例:選挙事務所や労務など)がある場合には、この様式に、「寄附相当分」の収入として計上してください(その場合、備考欄に詳細を記入してください)。

1件あたりの金額が10万円未満のものを
合計した金額を記入してください。

この 頁 の 小 計	237,000	
1 件 10 万 円 未 満 の も の	59,864	
合 計	296,864	

その7 寄附の内訳

※ 該当がない場合は提出不要

※ 寄附者の区分（「個人」「法人その他の団体」「政治団体」）ごとに別葉で作成が必要です。

(1) 個人からの寄附

(7) 寄附の内訳		寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名（団体にあっては、その名称）	金額	年月日	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備考
魚津 良夫	100,000 円	○. 1. 20	富山市新総曲輪1-8	会社役員	
砺波 一雄	100,000	○. 3. 18	南砺市城端123	農業	
砺波 一雄	100,000	○. 3. 30	南砺市城端123	農業	
⑩富山 太郎	1,000,000	○. 4. 8	富山市新総曲輪1-7	衆議院議員	
⑪ "	50,000	○. 5. 18	"	"	
(計)	(1,050,000)				
この 頁 の 小 計	1,350,000				
そ の 他 の 寄 附	250,000				
合 計	1,600,000				

寄附者の区分を記入してください。
(記入漏れが多いので注意)

・年間5万円を超える(5万1円以上)寄附者について、個別に記載します。
・記載する内容は、寄附をした時点(年月日)における氏名、住所及び職業です。
・年月日の順ではなく、寄附者毎にその内訳を年月日順に記入します。
・⑩は、特定寄附であることを表します。特定寄附とは、公職の候補者自身が政党から受けた寄附について、自らの資金管理団体に寄附したものをおいいます。(特定寄附には、年間150万円の上限はありません。)
・寄附金控除を受けるときには、年間5万円以下であっても記入する必要があります。

・個別に明細を記入した者以外の寄附を合計した金額を「その他の寄附」に記入してください。
・「その他の寄附」及び「合計」は、記載が複数ページになる場合は最後のページに記入してください。

その7 寄附の内訳

(2) 法人・その他の団体からの寄附

※ 該当がない場合は提出不要
政党支部以外にはありません。

(その7)

(7) 寄附の内訳		寄附者の区分		法人・その他の団体	備考
寄附者の氏名（団体にあっては、その名称）	金額	年月日	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	
H株式会社	100,000 円	○. 2. 5	富山市舟橋北町 1-11	○○ ○○	
I 株式会社	50,000	○. 4. 3	富山市赤江 1-1-8	△△ △△	

寄附者の区分を記入してください。
(記入漏れが多いので注意)

※政党・政党的支部で、該当となる団体からの寄附があった場合のみ作成してください。
(「後援会」等のその他の政治団体は、法人その他の団体から寄附を受けることが禁止されています。)

この 頁 の 小 計	150,000
その 他 の 寄 附	200,000
合 計	350,000

- 個別に明細を記入した者以外の寄附を合計した金額を「その他の寄附」に記入してください。
- 「その他の寄附」及び「合計」は、記載が複数ページになる場合は最後のページに記入してください。

その7 寄附の内訳

(3) 政治団体からの寄附

※ 該当がない場合は提出不要

(その7)

(7) 寄附の内訳		寄附者の区分		政治団体	備考
寄附者の氏名（団体にあっては、その名称）	金額	年月日	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	
P 政治連盟	100,000 円	○. 12. 10	富山市○○町 1-2-3	○○ ○○	
P 党富山県○○支部	40,000	○. 12. 20	富山市○○町 10-5	○○ ○○	

寄附者の区分を記入してください。
(記入漏れが多いので注意)

「後援会」等のその他の政治団体間の寄附又は政党や政党支部からその他の政治団体に対する寄附を記入します。

※政党支部が政党本部や他の政党支部から受けた交付金等は、(その5)に計上してください。

この 頁 の 小 計	140,000
その 他 の 寄 附	100,000
合 計	240,000

- 個別に明細を記入した者以外の寄附を合計した金額を「その他の寄附」に記入してください。
- 「その他の寄附」及び「合計」は、記載が複数ページになる場合は最後のページに記入してください。

その8 寄附のうち寄附のあっせんによるものの内訳

※ 該当がない場合は提出不要

(その8)

(8) 寄附のうち寄附のあっせんによるものの内訳			寄附のあっせん者の区分			
寄附者のあっせん者 の氏名（団体にあつ ては、その名称）	金 額	提 供 年月日	集め た 期 間	住 所 (団体にあっては、 主たる事務所の所在地)	職業 (団体にあって は、代表者の氏名)	備 考
	円					

- ・寄附収入のうち、寄附のあっせんによって集められた分を再掲します。
- ・寄附のあっせん者の区分ごとに、別葉で作成してください。
- ・寄附のあっせんによるものが、年間5万円を超えるものについては、個別に記入してください。
- ・「その2」の「2 寄附（寄附のうち寄附のあっせんによるもの）」に記載の額と一致します。

この 頁 の 小 計	
そ の 他 の 寄 附	
合 計	

その9 政党匿名寄附の内訳

※ 該当がない場合は提出不要

(その9)

(9) 政党匿名寄附の内訳			
政党匿名寄附を受けた場所	金 額	年 月 日	備 考
	円		

※ 政党・政党の支部以外の団体は匿名寄附を受けることは出来ません。

- 次の①～③に掲げる要件のすべてを満たした寄附について記入してください。
- ①政党又は政治資金団体に対してする寄附であること。
 - ②街頭又は一般に公開される演説会若しくは集会の会場において行われる寄附であること。
 - ③1件あたりの金額が1,000円以下の寄附であること。

この 頁 の 小 計	
合 計	

その10 機関紙誌の発行その他の事業による収入のうち特定パーティーの対価に係る収入の内訳

※ 該当がない場合は提出不要

(その10)					
(10) 機関紙誌の発行その他の事業による収入のうち特定パーティーの対価に係る収入の内訳					
特定パーティーの名称	対価に係る収入の金額	対価の支払をした者の数	開催年月日	開催場所	備考
富山君を励ます会	10,000,000 円	1,000	○年△月□日	富山市○○町1-10 □ホテル	
<ul style="list-style-type: none"> (その3)に記載した政治資金パーティーのうち、特定パーティー又は特定パーティーとなると見込まれるものについて、再掲してください。 <p>※特定パーティーとは、政治資金パーティーのうち、当該政治資金パーティーの対価に係る収入の金額が<u>1千万円以上</u>であるものをいいます。</p>					
この 頁 の 小 計	10,000,000				
合 計	10,000,000				

その11 政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳

※ 該当がない場合は提出不要

(その11)					
(11) 政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳					
政治資金パーティーの名称		対価の支払をした者の区分			
富山君を励ます会 政治団体					
対価の支払をした者の氏名(団体にあっては、その名称)	金額	年月日	パーティー券購入者の区分を記入してください。 地)		
富山県民協会○○支部	250,000 円	○年△月□日	砺波市○町1-1	砺波 太郎	
<p>同一の政治資金パーティーにおいて、<u>20万円を超える(20万1円以上)パーティー券の購入者</u>について、パーティー別、購入者の区別に記載してください。</p>					
この 頁 の 小 計	250,000				
合 計	250,000				

その12 政治資金パーティーの対価に係る収入のうち対価の支払のあっせんによるものの内訳

※ 該当がない場合は提出不要

(その12)					
(12) 政治資金パーティーの対価に係る収入のうち対価の支払のあっせんによるものの内訳					
政治資金パーティーの名称		対価の支払のあっせん者の区分			
富山君を励ます会 個人					
対価の支払のあっせん者の氏名(団体にあっては、その名称)	金額	年月日	△月○日～□日	備考	
魚津 三郎	230,000 円	○年△月□日	△月○日～□日	魚津市○町1-1 会社役員	
<p>(その11)で記載した者のうち、あっせんによって集められた分を記入してください。</p>					
この 頁 の 小 計	230,000				
合 計	230,000				

【参考】 支出項目の分類基準表

(支出)

項 目		項目別区分小分類の例	内 容
1 経常経費	(1) 人件費	総額を記載し、内訳・領収書は不要	政治団体の職員（機関紙誌の発行その他の事業に従事する者を除く。）に支払われる給料、報酬、扶養手当・通勤手当・住居手当その他の諸手当の類及び健康保険料・労働保険料その他の各種保険料の類をいう。
	(2) 光熱水費	①資金管理団体は、内訳が必要（5万円以上の支出には、領収書等の写しを添付） ②国会議員関係政治団体は、内訳が必要（1万1円以上の支出には、領収書等の写しを添付） ③上記以外の団体は、内訳・領収書等は不要	電気・ガス・水道の使用料及びこれらの計器使用料等をいう。
	(3) 備品・消耗品費		机、椅子、ロッカー、複写機、自動車（事務所用に限る。）等の備品の類及び事務所用紙、封筒、筆記具等の事務用品類、新聞、雑誌、ガソリン（事務所用自動車用）等の消耗品の類の購入費をいう。
	(4) 事務所費		事務所の借料損料（地代・家賃など）、公租公課、火災保険料等の各種保険料、電話使用料、切手購入費、修繕料、政治資金監査報酬その他これらに類する経費で、事務所の維持に通常必要とされるもの。
2 政治活動費	(1) 組織活動費	組織対策費、大会費、行事費、涉外費、交際費など（選挙に関するものを除く。）	当該政治団体の組織活動に要する経費（選挙に関するものを除く。）で、例えば、当該団体の大会費・行事費（臨時に会費等を徴収しないで実施したもの）、組織対策費（当該団体の日常の政治活動を行う上で要する経費）、涉外費（他団体との交渉、意見交換の経費、パーティーの会費など）、交際費（慶弔等の儀礼的に支出する経費など）など。
	(2) 選挙関係費	公認推薦料、陣中見舞、選挙対策費など	選挙に関して支出される経費で、例えば、公認料・推薦料や陣中見舞として候補者又は出納責任者に寄附したもの。その他選挙に関して行われる政治活動に要する経費（選挙時の確認団体の政治活動費等）の類をいう。政治団体への寄附は、政治活動に関する寄附として、「(5)寄附・交付金」に区分される。
	(3) ア 機関紙誌の発行事業費	材料費、印刷費、荷造発送費、原稿料、発行事業従事者の給与など	材料費、印刷費、荷造発送、原稿料、機関紙誌の発行事業に従事する者に支払われる給与、その他機関紙誌の発行に要する経費の類をいう。
	イ 宣伝事業費	遊説費、新聞・テレビ・ラジオの広告費、ポスター・パンフレットの作成費、宣伝用自動車の購入・維持費など	機関紙誌の発行以外の政策の普及宣伝に要する経費（選挙に関するものを除く。）で、例えば、遊説費、新聞・ラジオ・テレビ等の広告料、ポスター・ビラ・パンフレット・団体の看板等の作成費、ホームページ関係費、宣伝用自動車の購入費用・維持費の類をいう。
	ウ 政治資金パーティー開催事業費	会場借上費、記念品代、講演諸経費 パーティー名、事業名など	政治資金パーティーの開催に要した経費をいい、例えば、会場借上費、記念品代、講演者への謝礼等の講演会に要した経費などでパーティー毎に別葉にまとめる。
	エ その他の事業費	新年会・忘年会開催費、講演会開催費、パーティー開催費、バス旅行会開催費など	会費や売上など「3 機関紙誌の発行その他の事業による収入」に掲げた事業に要した経費で、ア、イ、ウ以外の事業について事業毎に別葉にまとめる（催した事業のために会費を徴収したもの）。
	(4) 調査研究費	研修会費、資料費、書籍購入費など	政治活動のために行う調査研究に要する経費で、例えば、研修会費、資料費、書籍購入費、翻訳代の類をいう。
	(5) 寄附・交付金	寄附、交付金、会費など	当該団体以外の政治団体等への政治活動に関する寄付・会費・賛助金、当該政治団体の本部又は支部の関係にある団体間（政党を含む。）で、本部又は支部に供与した交付金、会費、負担金の類をいう。 選挙に関して候補者（又は出納責任者）に支出される経費は、「(2)選挙関係費」である。
	(6) その他の経費	借入金返済、貸付金など	上記(1)～(5)に分類できない政治活動に要する経費で、例えば、借入金の返済、貸付金及び債務等の無償提供による寄附を受けた場合の収入に対応する「金銭以外のものによる寄附相当分」の類をいう。

その13 支出項目別金額の内訳（総括表）

※ 支出がある場合は提出が必要
(0円の場合のみ提出不要)

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項目	金額	備考
1 経常経費		
(1)人件費	1,200,000	人件費は、内訳（その14）の作成は不要です。
(2)光熱水費	600,000	
(3)備品・消耗品費	300,000	経常経費の支出がある場合、資金管理団体及び国会議員関係政治団体は、項目ごとに内訳（その14）の提出が必要です。
(4)事務所費	1,300,000	
小計	3,400,000	
2 政治活動費		
(1)組織活動費	700,000	100,000
(2)選挙関係費	367,100	
(3)機関紙誌の発行その他の事業費	7,767,100	
ア機関紙誌の発行事業費	650,000	
イ宣伝事業費	900,000	(その16)に記載した金額を、支出項目ごとに記入してください。
ウ政治資金パーティー開催事業費	6,117,100	
	100,000	
	380,000	
	1,200,000	1,200,000
(6)その他の経費	1,300,550	
小計	11,714,750	1,300,000
合計	15,114,750	

「経常経費の小計」 + 「政治活動費の小計」

※1 当該政治団体の本部又は支部に対して供与した

当交付金に係る支出については、項目ごとにその額を「備考」に併せて記載すること。

その14 経常経費（人件費を除く。）の内訳

※ 資金管理団体及び国会議員関係政治団体で、該当となる支出がある場合のみ提出が必要

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		事務所費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
電話使用料（〇月分）	52,000 円	○, ×, △	〇〇電話（株）	富山市新緑曲輪3	
電話使用料（〇月分）	50,150	○, ×, △	"	"	
電話使用料（〇月分）	53,300	○, ×, △			
電話使用料（〇月分）	51,340	○, ×, △			
電話使用料（〇月分）	56,490	○, ×, △			

(その13) の項目別区分（「光熱水費」「備品・消耗品費」「事務所費」）ごとに作成してください。（P11参照）

支出が5万円以上（国会議員関係政治団体は1万1円以上）の場合は、必ず領収書の写しを提出してください。

振込手数料はその他の支出に計上してください。

資金管理団体又は国会議員関係政治団体に指定されていた期間が、報告年の1月1日から12月31日までの間の一部の期間のみであった場合、指定されていなかった期間については記載不要です。

この 頁 の 小 計	263,280
その 他 の 支 出	1,036,720 ←
合 計	1,300,000

「その他の支出」には、1件5万円未満（国会議員関係政治団体は1件1万円以下）の支出を合算して記入してください。

その15 政治活動費の内訳

(1) 組織活動費

※ 組織活動費を支出した場合は提出が必要

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		組織活動費（大会費）	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
総会会場借上費	65,000 円	○, ×, △	（株）〇〇会館	富山市丸の内1-△	
〃 食事代	110,000	○, ×, △	（株）△△ホテル	〃 西町1-△	
〃 資料印刷代	90,000	○, ×, △	□□印刷（株）	〃 新緑曲輪〇-●	
婦人部大会会場費	65,000	○, ×, △	××会館（株）	富山市丸の内1-△	
〃 食事代	110,000	○, ×, △	□□ホテル（株）	〃 桜町2-△	
〃 資料印刷代	90,000	○, ×, △	××印刷（高岡太郎）	高岡市広小路7-□	
組織活動交付金	100,000	○, ×, △	富山県民協会〇×支部	富山市〇〇町1-2	

支部（政治団体の届出をしている支部に限る。）に交付した政治活動費は、（その16）に再掲してください。

支出が5万円以上（国会議員関係政治団体は1万1円以上）の場合は、必ず領収書の写しを提出してください。

振込手数料はその他の支出に計上してください。

この 頁 の 小 計	630,000
その 他 の 支 出	70,000 ←
合 計	700,000

「その他の支出」には、1件5万円未満（国会議員関係政治団体は1件1万円以下）の支出を合算して記入してください。

その15 組織活動費の内訳

(2) 選挙関係費

※ 選挙関係費を支出した場合は提出が必要

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		選挙関係費 (陣中見舞)	備考
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	
寄附	200,000 円	○. X. △	富山 太郎	富山市新総曲輪1-7	
選挙事務所の提供	100,000	○. X. △	"	"	無償提供
候補者の選挙運動に際し、無償提供したもの（選挙事務所や労務等）があれば、備考欄に「無償提供」と記入したうえで計上してください。					
・支出が5万円以上（国会議員関係政治団体は1万1円以上）の場合は、必ず領収書の写しを提出してください。 ・振込手数料はその他の支出に計上してください。					
この 頁 の 小 計	300,000				
その 他 の 支 出	67,100				
合 計	367,100				

その15 組織活動費の内訳

※ 機関紙誌の発行事業費を支出した場合は提出が必要

(3) 機関紙誌の発行その他の事業費

(ア) 機関紙誌の発行事業費

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		機関紙誌の発行事業費(印刷費)	備考
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	
国政報告(冬号)	150,000 円	○.1.1	〇〇印刷(株)	富山市●町1-2	
国政報告(春号)	150,000	○.4.1	"	"	
国政報告(夏号)	150,000	○.7.1	"	"	
国政報告(秋号)	150,000	○.10.1	"	"	
・支出が5万円以上（国会議員関係政治団体は1万1円以上）の場合は、必ず領収書の写しを提出してください。 ・振込手数料はその他の支出に計上してください。					
この 頁 の 小 計	600,000				
その 他 の 支 出	50,000				
合 計	650,000				

その15 組織活動費の内訳

※ 宣伝事業費を支出した場合は提出が必要

(3) 機関紙誌の発行その他の事業費 (イ 宣伝事業費)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		宣伝事業費（ポスター作成費）	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
ポスター印刷費	300,000 円	○.1.1	○○印刷（株）	富山市●町1-2	
ポスターデザイン費	50,000	○.4.1	○○新聞社（株）	富山市△町1-3	
この 頁 の 小 計	350,000				
その 他 の 支 出	550,000 ←				
合 計	900,000				

「宣伝事業費（〇〇〇）」と記入してください。
〇〇〇には、宣伝事業費の内容を小分類ごとに別葉で記入してください。
(例) 遊説費、新聞・テレビ・ラジオの広告費 等 (P11参照)

（その15）

- 支出が5万円以上（国会議員関係政治団体は1万1円以上）の場合は、必ず領収書の写しを提出してください。
- 振込手数料はその他の支出に計上してください。

その15 組織活動費の内訳

※ 政治資金パーティーを開催した場合は提出が必要

(3) 機関紙誌の発行その他の事業費 (ウ 政治資金パーティー開催事業費)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		政治資金パーティー開催事業費（富山君を励ます会） △月□日開催	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
会場借上げ費	500,000 円	○.×.△	○○ホテル	富山市●町1-2	
飲食費	5,500,000	○.×.△	○○飲食	富山市△町1-3	
講師謝礼	50,000				
この 頁 の 小 計	6,050,000				
その 他 の 支 出	67,100 ←				
合 計	6,117,100				

「政治資金パーティー開催事業費（〇〇〇）」と記入してください。
〇〇〇には、開催した政治資金パーティーの名称及び日付を記入してください。 (P11参照)

（その15）

政治資金パーティーは、1開催ごとに別葉で作成してください。（パーティー名、開催日時を記載してください。）

- 支出が5万円以上（国会議員関係政治団体は1万1円以上）の場合は、必ず領収書の写しを提出してください。
- 振込手数料はその他の支出に計上してください。

（その15）

「その他の支出」には、1件5万円未満（国会議員関係政治団体は1件1万円以下）の支出を合算して記入してください。

その15 組織活動費の内訳

※ 他の事業費を支出した場合は提出が必要

(3) 機関紙誌の発行その他の事業費 (工 その他の事業費)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		他の事業費 (忘年会)	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
飲食費	70,000 円	○. 12. 1	レストラン○○	富山市●町1-2	
<ul style="list-style-type: none"> 会費を徴収して実施した催しに係る支出を計上してください。 (その3) 「機関紙誌の発行その他の事業による収入」で記載のある事業の支出となります。 支出が5万円以上 (国会議員関係政治団体は1万1円以上) の場合は、必ず領収書の写しを提出してください。 振込手数料は他の支出に計上してください。 					
この 頁 の 小 計	70,000				
その 他 の 支 出	30,000				
合 計	100,000				

その15 組織活動費の内訳

※ 調査研究費を支出した場合は提出が必要

(4) 調査研究費

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		調査研究費 (研修会費)	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
交通費 (○○研修会)	110,000 円	○. ×. △	○○交通株	富山市△町1-3	
交通費 (××研修会)	120,000	○. △. ×	"	"	
<ul style="list-style-type: none"> 支出が5万円以上 (国会議員関係政治団体は1万1円以上) の場合は、必ず領収書の写しを提出してください。 振込手数料は他の支出に計上してください。 					
この 頁 の 小 計	230,000				
その 他 の 支 出	150,000				
合 計	380,000				

その15 組織活動費の内訳

(5) 寄附・交付金

※ 寄附・交付金を支出した場合は提出が必要

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		寄附・交付金 (交付金)
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)
交付金	1,200,000 円	○.×.△	富山県民協会○×支部	富山市○○町1-2
<ul style="list-style-type: none"> 本部又は支部への交付金がある場合は、この様式のほかに（その16）の提出が必要です（内容はこの様式の再掲）。 その他の政治団体への寄附金は、項目別区分を（寄附金）として別葉で提出してください。 支出が5万円以上（国会議員関係政治団体は1万1円以上）の場合は、必ず領収書の写しを提出してください。 振込手数料はその他の支出に計上してください。 				
この 頁 の 小 計	1,200,000			
その 他 の 支 出	0			
合 計	1,200,000			

「その他の支出」には、1件5万円未満(国会議員関係政治団体は1件1万円以下)の支出を合算して記入してください。

その15 組織活動費の内訳 (6) その他の経費

※ その他の経費を支出した場合は提出が必要

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		その他の経費 (借入金返済)
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)
借入金の返済	1,300,000 円	○.×.△	高岡 次郎	高岡市△町1-3
<ul style="list-style-type: none"> 支出が5万円以上（国会議員関係政治団体は1万1円以上）の場合は、必ず領収書の写しを提出してください。 振込手数料はその他の支出に計上してください。 				
この 頁 の 小 計	1,300,000			
その 他 の 支 出	550			
合 計	1,300,550			

「その他の支出」には、1件5万円未満(国会議員関係政治団体は1件1万円以下)の支出を合算して記入してください。

その16 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳

※ 該当となる支出がある場合は提出が必要

(その16)

(その14) (その15) のうち、該当するものを再掲する。

(4) 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳					
支 出 項 目	金額	年月日	交付金の供与を受けた本部又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備考
組織活動費	100,000 円	○.×.△	富山県民協会○×支部	富山市○○町1-2	
寄附・交付金	1,200,000	○.×.△	富山県民協会○×支部	富山市○○町1-2	
<ul style="list-style-type: none"> 全支出のうち、政治団体の本部や支部へ支出したものについて、その内容を記入してください。 (原則、(その14・15)の該当部分の再掲になります。) この様式は、1円以上の全ての支出について記入する必要があるので、(その14・15)でその他の支出に計上していたものについても記入してください。 					

その17 資産等の状況

※ 全団体提出が必要

(その17)

資産等の状況

1 資産等の総括表

資産等の項目別区分		該当する方にチェックを入れてください。		
		有	無	備考
ア 土	地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建	「有」の場合は、(その18)の提出が必要			
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権		<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価格が100万円を超える動産		<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）		<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託		<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券		<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利		<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金		<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金		<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価格が100万円を超える施設の利用に関する権利		<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金		<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

その18 資産等の項目別内訳

※ (その11) で「有」にした項目があれば、項目別区分ごとに、提出が必要

(その18)

(その13) フルネームの項目別区分に記入して下さい

2 資産等の項目別内訳

【参考】資産等の記載方法一覧表

資産等の種類	摘要欄	備考欄
ア 土 地	土地の所在を「〇〇市1-2-3」というように記載してください。	土地の面積と取得年月日を記載してください。 (例 △m ² 令和〇年1月1日)
イ 建 物	建物の所在地を「〇〇市1-2-3」というように記載してください。	建物の面積と取得年月日を記載してください。 (例 △m ² 令和〇年1月1日)
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の貸借権	「建物の所在地（地上権）」「土地の所在地（貸借権）」というように記載してください。	面積と取得年月日を記載してください。 (例 △m ² 令和〇年1月1日)
エ 動 产	取得価格が100万円を超える動産の品目を、「自動車」「絵画」「応接セット」等と記載してください。	品目の数量と取得年月日を記載してください。
オ 預 金 ま た は 貯 金	「残高」と記載してください。	年月日の記載は不要です。
カ 金 銭 信 託	「金銭信託」と記載してください。	設定年月日を記載してください。
キ 有 価 証 券	「国債」「株式」「社債」等と記載してください。	銘柄、数量及び取得年月日を記載してください。 (例 ○株式会社発行株式(1000株) 令和〇年1月1日取得)
ク 出 資 に よ る 権 利	出資先を「〇合名会社」「△合資会社」等と記載してください。	出資年月日を記載してください。
ケ 貸 付 金	貸付先ごとの残高が100万円を超えるものごとに貸付先を個別に記載してください。	年月日の記載は不要です。
コ 敷 金	支払われた金額が100万円を超える敷金の支払先を記載してください。	支払年月日を記載してください。
サ 施 設 の 利 用 に 関 す る 権 利	取得価格が100万円を超える施設の種類を「ゴルフ場会員権」「スポーツクラブ会員件」等と記載してください。	施設の名称と取得年月日を記載してください。 (例 乙会員制スポーツクラブ 令和〇年1月1日)
シ 借 入 金	借入先ごとの残高が100万円を超えるものごとに借入先を記載してください。	年月日の記載は不要です。

領収書等の写しを添付できない場合 (1) 領収書等を徵し難かった支出の明細書

第15号様式（第9条関係）

領収書等を徵し難かった支出の明細書

支出の目的		金額	年月日	領収書等を徵し難かった事情
項目	摘要			
備品・消耗品費	プリンタートナー代	50,000 円	RO. 5. 1	銀行振込のため
組織活動費	お祝い金	50,000	RO. 5. 2	社会通念上領収書を徵し難いため
選挙関係費	選挙事務所の提供	50,000	RO. 5. 3	無償提供のため

慶弔費の支払いや、銀行振り込みの場合など、一般に領収書が発行されにくい支出のうち、5万円以上（国会議員関係政治団体は1万円以上）の場合に、本様式（第15号様式）を添付してください。

なお、金融機関での振り込みの場合には、本様式の他、本頁下段「振込明細書に係る支出目的書」（第16号様式）又は支出の目的が記載された振込明細書の写しの添付によることも可能です。

※領収書の紛失は「領収書を徵し難かった」理由には該当しませんので、必ず領収書の「再発行」を受けてください。

押印は省略することも可能です。
省略する場合、本人確認（代理人提出の場合は委任状も）が必要になります。

政治団体の名称 **富山県民協会**
会計責任者の氏名 **高岡 二郎** 

(注1) 「項目」欄には、（その14）・（その15）の「項目別区分」を記載してください。 例：組織活動費、宣伝事業費、寄附・交付金など
 (注2) 「摘要」欄には、（その14）・（その15）の「支出の目的」を記載してください。
 (注3) 「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署してください。

領収書等の写しを添付できない場合 (2) 振込明細書に係る支出目的書

第16号様式（第9条関係）

振込明細書に係る支出目的書

支出の目的	
項目	摘要
宣伝事業費	ポスター・デザイン費

「項目」は、（その14）又は（その15）の「項目別区分」に、「摘要」は、「支出の目的」にそれぞれ対応します。

支出が5万円以上（国会議員関係政治団体は1万円以上）の場合で金融機関の振り込みを利用し、領収書に替えて「振込明細書の写し」を用いる場合は、本様式（第16号様式）又は本頁上段の「領収書等を徵し難かった支出の明細書」（第15号様式）のいずれかを添付するか、もしくは振込明細書に支出の目的が記載されている必要があります。

政治団体の名称 **富山県民協会**

（備考）

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番としてください。
- 2 「支出の項目」欄には、（その14）・（その15）の「項目別区分」を記載してください。
例：組織活動費、宣伝事業費など
- 3 「摘要」欄には、（その14）・（その15）の「支出の目的」を記載してください。
- 4 支出の目的ごとに別葉としてください。
- 5 支出の目的に対応する振込明細書の写し（当該振込明細書を複写機により複写したものに限る）と併せて提出してください。

その19 不動産の利用の現況

※ 該当がない場合は提出不要

(その19)

3 不動産の利用の現況

不動産の内訳		項目別区分		
摘要	用途	利 用 の 現 態		
		事務所以外の用に供している場合		
		使用者と当該資金管理団体及びその代表者との関係	使用者ごとの用途	使用者ごとの使用面積

資金管理団体で、平成19年8月6日以前から取得、保有する「土地」もしくは「建物」の不動産がある場合のみ、記載が必要です。

(平成19年8月6日以後、資金管理団体が、新規に土地もしくは建物の所有権または建物の所有を目的とする地上権もしくは土地の賃借権を取得し、又は所有することが原則として禁止されているため、この様式は原則として全団体作成不要です。)

その20 宣誓書

※ 全団体提出が必要

(その20)

宣 誓 書

(その14)又は(その15)に係る領収書等の写しを添付しているときは、□にチェックをしてください。

添付書類(別添のとおり)

- 1 領収書等の写し
 2 監査意見書(政党及び政治資金団体に限る。)
 3 政治資金監査報告書(国会議員関係政治団体に限る。)
 4 確認書(国会議員関係政治団体に限る。)

国会議員関係政治団体は、□にチェックをしてください。

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものである

本県は該当の団体はありません。

国会議員関係政治団体は、政治資金監査報告書の日付と同日か後の日付を記入してください。

押印は省略することも可能です。

省略する場合、本人確認(代理人提出の場合は委任状も)が必要になります。

令和〇年〇月〇日

富山県民協会

解散の場合のみ記入してください。
(継続団体は記入不要)

団体の名称

高岡二郎

高

会計責任者の氏名

※代表者の氏名

(備考) 「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署すること。

※政治団体が解散した場合には、解散年に係る本様式の「※代表者の氏名」欄にも記名押印又は本人が署名をすること。

第29号様式（第15条の2関係）

※ 国会議員関係政治団体のみ提出が必要

残高確認書

押印は省略することも可能です。
省略する場合、本人確認（代理人提出の場合には委任状も）が必要になります。

政治団体の名称

富山県民協会

会計責任者の氏名

高岡 次郎

高
岡
印

政治資金規正法第19条の11の2第1項の規定により、令和〇年 12月 31日における預金又は貯金の口座の残高の額について、次のとおり確認しました。

記

預金又は貯金の口座					残高の額
金融機関名	支店名	預貯金の種別	口座番号	口座名義人	
〇〇銀行	本店	普通預金	1234567	富山 太郎	123,456円
××銀行	△△店	普通預金	9876543	富山 太郎	98,765円
□□信用金庫	★★店	普通貯金	3219876	富山 太郎	6,543,210円
合計					6,765,431円

記載日時点における保有する預貯金口座のすべてについて記載すること。

（備考）

- この用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とすること。
- この残高確認書は、毎年12月31日（解散等の場合には、その日）現在における預金又は貯金の口座の残高の額を記載すること。
- 保有する全ての預金又は貯金の口座について、残高の額を記載すること。
- 「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署すること。
- 預金又は貯金の残高を証する書面であって当該預金又は貯金の口座に係る金融機関が作成するものその他の当該国会議員関係政治団体の預金又は貯金の状況を示す書類をこの残高確認書に添付すること。

※ 国会議員関係政治団体のみ提出が必要

（国会議員関係政治団体が作成した政治資金収支報告書における翌年への繰越し額と残高確認書記載の残高が一致しない場合に作成する）

押印は省略することも可能です。
省略する場合、本人確認（代理人提出の場合は委任状も）が必要になります。

令和〇年1月4日

政治団体の名称

富山県民協会

会計責任者の氏名

高岡 次郎

高
印
印

政治資金規正法第19条の11の2第1項の規定による確認の結果、収支報告書に記載すべき翌年への繰越しの金額が残高確認書に記載された残高の額の合計額と一致しないため、同条第2項の規定により、その旨及びその理由を次のとおり説明します。

記

1. 収支報告書に記載すべき翌年への繰越しの金額

〇〇〇円

2. 残高確認書に記載された残高の額の合計額

□□□円

3. 1と2の金額の差額

理由は具体的に記入してください。

▲円

4. 1と2の金額が一致しない理由（差額の理由）

□件△円分のクレジットカードを利用した支出に係る口座振替は年を越えて行われたため。

（備考）

- この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 「1と2の金額が一致しない理由」欄には、「〇年12月31日（（注）解散等の場合には、その日）時点において、△円の手持ち資金を現金で保有していたため。」、「□件△円分のクレジットカードを利用した支出に係る口座振替は年を越えて行われたため。」など具体的に記載すること。
- 「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署すること。

※ 国会議員関係政治団体のみ提出が必要

第31号様式（第16条関係）

政治資金監査報告書

令和 年 月 日

国会議員関係政治団体の名称

代表者の氏名 様

登録政治資金監査人

登録番号 第 号
研修終了年月日 令和 年 月 日

1 監査の概要

2 監査の結果

3 業務制限

(備考)

- この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 「登録政治資金監査人」欄は、登録政治資金監査人本人が自署すること。
- 政治資金監査報告書は、政治資金適正化委員会が定める政治資金監査に関する具体的な指針に基づき、作成すること。

※ 国会議員関係政治団体のみ提出が必要

(国会議員関係政治団体の会計責任者が作成した政治資金収支報告書の内容を、当該団体の代表者が確認した際に作成。)

私は、会計責任者である **高岡 次郎** から、令和〇年1月31日に、収支報告書及びこれに併せて提出すべき書面を示され、収支報告書が政治資金規正法の規定に従って作成されていることについて説明を受けました。

私は、私が政治資金規正法第19条の12の3の規定に基づき隨時又は定期に行つた会計帳簿等の保存、会計帳簿への記載及び会計責任者が当該会計帳簿を備えていることに関する確認の結果、同法第19条の14の2第1項の規定による会計責任者からの説明の内容並びに登録政治資金監査人が作成した政治資金監査報告書に基づき、会計責任者が、収支報告書に記載すべき事項を記載しており不記載や虚偽の記入がなく、収支報告書を政治資金規正法の規定に従って作成していることを確認しました。

令和〇年1月31日

政治団体の名称 **富山県民協会**

代表者の氏名（署名） **富山 太郎**

必ず代表者本人が自署ください。

(備考)

1. この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
2. 署名は必ず代表者本人が自署すること。ただし、心身の故障その他の事由により署名することができないときは、記名押印をもって自署に代えることができる。
3. 「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署すること。
4. 上記のほか、特記すべき事項がある場合には記載すること。

【参考】寄附金（税額）控除のための書類について

課税上の優遇措置の適用を受ける団体への個人からの寄附について、寄附者が所得税の優遇措置を受けるためには、収支報告書に記載した「個人からの寄附」の内訳一件ごとに、「寄附金（税額）控除のための書類」を団体が作成し、添付する必要があります。

「寄附金（税額）控除のための書類」の記載方法については、次ページの記載例を参照してください。

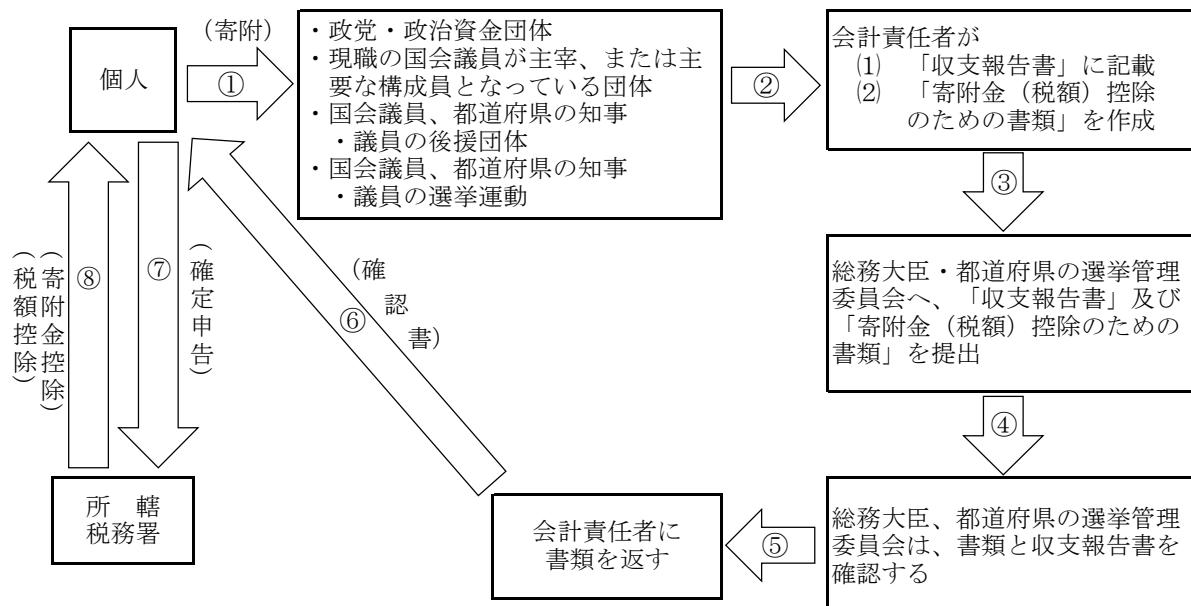
1 寄附金（税額）控除を受けるための要件

- (1) 個人からの政治活動に関する寄附であること。
- (2) 寄附が収支報告書により総務大臣又は県選挙管理委員会に報告されていること。
- (3) 次のいずれかに対する寄附であること。
 - ① 政党、政党的支部及び政治資金団体
 - ② 現職の国会議員が主宰し、又はその主要な構成員となっている政治上の主義、施策の推進、支持、反対を本来の目的とする団体
 - ③ 特定公職（国会議員、都道府県の知事・議員）の候補者の推薦・支持を本来の目的とする団体
- ※ただし、特定公職の候補者のうち現職でない者の場合は、その候補者が立候補した年及びその前年分だけが対象となる。
- ④ 特定公職の候補者の選挙運動
- (4) 寄附が、法に違反していないこと及び寄附者に特別の利益が及ぶものでないこと。
- (5) 令和8年1月1日以後にされた寄附にあっては、公職の候補者が、政党の支部で選挙区の区域又は選挙区の区域又は選挙の行われる区域を単位として設けられるもののうち、その代表者が当該公職の候補者であるものに対する寄附でないこと。

2 控除の対象となる寄附

- (1) 当該議員が現職の期間中になされた寄附が対象。
- (2) 選挙に立候補した場合は、当該選挙に立候補した年とその前年になされた寄附が対象。
- (3) 現職の議員が立候補しなかったときは、その議員の任期中になされた寄附が対象。

3 手 続（番号順）



【参考】 契約金（税額）控除のための書類（記載例）

寄附金（税額）控除のための書類					
<p>各寄附者について、(その7)の記載内容と一致させてください。</p>					
<p>この寄附金は、政治資金規正法第12条若しくは第17条又は公職選挙法第189条の規定による報告書により報告されたものです。</p>					
寄附をした者	氏名	砺波 一雄			
	住所	南砺市城端123			
	寄附金の額	必ず、"¥" をつけてください。 ¥200,000 円			
	寄附の年月日	寄附を複数回受領した場合、この欄は空欄にし、"寄附の内訳"欄に記入してください。			
寄附の内訳	年月日	金額	年月日	金額	
	<input checked="" type="radio"/> 年 3 月 18 日	100,000 円	同一人物が、日を違えて寄附をした場合は、寄附日ごとに「寄附の内訳」に計上し、上段"寄附金の額"欄に合計額を記入してください。		
	<input checked="" type="radio"/> 年 3 月 30 日	100,000 円			
	年月日	円	年月日	円	
	年月日	円	年月日	円	
(その1) 収支報告書表紙の記載と一致します。					
(政治団体への寄附の場合)					
名称	富山県民協会				
所在地	富山市新総曲輪 1-7				
団体の区分	1. 政党又は政治資金団体		<input checked="" type="radio"/> 2. 左記以外の特定の政治団体		
租税特別措置法第41条の18第1項第3号該当の場合	その団体の主宰者又は主要な構成員である国會議員の氏名				
租税特別措置法第41条の18第1項第4号該当の場合 (同号イ該当の場合は(2)の記載は必要ありません。)	(1) その団体が推薦し又は支持する者の氏名 富山 太郎 (2) 上記(1)の者が立候補した選挙名及び立候補年月日 選挙 年月日				
(選挙運動に関する記載)					
公職	「被推薦書」又は「国会議員関係政治団体に該当する旨の通知」を提出している団体は記入してください。 (政党の支部は記入不要です。)				
住所	現職の場合は記入不要です。				

【参考】政治団体の届出・報告事項

※表中"法"は"政治資金規正法"、"公選法"は"公職選挙法"

種類	1 政治団体設立届（法6） (第1号様式)	2 届出事項等の異動届（法7） (第4号様式)	3 政治団体解散届（法17） (第10号様式)	4 収支報告書（法12） (法19の10)
届出事項	①政治団体を組織したこと。 ②政治団体となったこと。	次の届出事項のいずれかに異動があったこと。 ①政治団体の目的、②政治団体の名称、③主たる事務所の所在地、④主たる活動区域、⑤代表者、⑥会計責任者、⑦会計責任者の職務代行者、⑧国会議員関係政治団体の区分、⑨規約、⑩その他これらに類するもの	①政治団体を解散したこと。 ②目的の変更等により政治団体でなくなったこと。	毎年12月31日現在で、当該政治団体のその年ににおけるすべての収入および支出について報告すること。
届出期限	組織した日、政治団体となった日又は法第19条の7第1款第2号に該当する場合は国会議員関係政治団体に該当する旨の通知を受けた日から… 7日以内	異動があった日又は法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体に該当する旨の通知、国会議員関係政治団体に該当しなくなった旨の通知を受けた日から… 7日以内	解散した日又は政治団体でなくなった日から… 30日以内 ※国会議員関係政治団体は60日以内	翌年の 3月31日まで 。 ※国会議員関係政治団体は 5月31日まで 。
添付書類	(全団体対象) ①綱領、規約その他これらに類するもの (政党の支部のみ対象) ①支部証明書 ②政党の状況等に関する届 (寄附金控除を受けようとする団体のみ対象) ①被推薦書（県知事又は県議会議員に係る後援団体） ②国会議員関係政治団体に該当する旨の通知（国会議員に係る後援団体）	(異動事項に応じて) ①支部証明書（政党の支部で、①政治団体の名称、②主たる事務所の所在地、③主たる活動区域のいずれかの異動の場合） ②政党の状況等に関する届（政党の支部で、「政治団体の名称」の異動の場合） ③被推薦書又は国会議員関係政治団体に該当する旨の通知（新たに寄附金控除を受けようとする団体の場合） ④国会議員関係政治団体に該当しなくなった旨の通知	収支報告書（解散した日又は政治団体でなくなった日現在のもの） ※国会議員関係政治団体は政治資金監査報告書を添付する。	①国会議員関係政治団体は1件1万1円以上の全支出（人件費除く）についての領収書等の写し及び政治資金監査報告書。 ②資金管理団体は1件5万円以上の全支出（人件費除く）についての領収書等の写し。 ③その他の政治団体は政治活動費に係る1件5万円以上の支出についての領収書等の写し。 ※領収書等はコピーに限る（原本不可）。
備考	①文書で届け出ること（郵送不可）。 ②届出をするまでは政治活動（選挙運動を含む）のために、いかなる名義をもつてするを問わず、寄附を受け又は支出することができない。（法8）	文書で届け出ること（郵送不可）。	①文書で届け出ること。 ②立札、看板に貼る商標の交付を受けていたときは、それを発行した選挙管理委員会に返還すること。 ③本部が支部の解散の届出をした場合であっても、当該支部は解散の日から30日以内に収支報告書を提出すること。 ④政党の支部が解散した場合において支部政党交付金の残余がある時は、当該政党は総務大臣に返還すること。	政治団体が、2年間にわたり収支報告書を提出しない場合においては、当該政治団体は、法8条の適用に関しては設立届がないものとみなされ、政治活動のための寄附を受け支出をすることができない。 ※再び活動する場合、一度団体を解散させた上で改めて設立する必要があります。
罰則	届け出前に、上記に違反して、寄附を受け又は支出をした者は、5年以下の禁固又は100万円以下の罰金及び公民権停止。		収支報告書の提出を怠り又は虚偽の記入をした者は、5年以下の禁固又は100万円以下の罰金及び公民権停止。	収支報告書の提出を怠り又は虚偽の記入をした者は、5年以下の禁固又は100万円以下の罰金及び公民権停止。

種類	5 資金管理団体指定届（法19） (第23号様式)	6 資金管理団体届出事項の異動届 (法19) (第26号様式)	7 資金管理団体指定取消届（法19） (第24号様式)	8 資金管理団体でなくなった旨の届 (法19) (第25号様式)
届出事項	公職の候補者が代表を務める政治団体について、資金管理団体として指定したこと。 ※一人の公職の候補者に対して一団体のみ	次の届出事項のどれかに異動があったこと。 ①公職の種類、②資金管理団体の名称 ③主たる事務所の所在地	資金管理団体の指定を取り消したこと。	資金管理団体が解散したこと、公職の候補者が死亡したこと等により、資金管理団体の要件を喪失したこと。
届出期限	指定の日から… 7日以内	異動の日から… 7日以内	指定取消しの日から… 7日以内	要件を喪失した日から… 7日以内 ※政治団体解散届より期限が短いので注意
添付文書	誓約書 ※各様式に備え付けてあります			

種類	9 証票交付申請書（公選法143） 第28号様式の13（第17条の9関係）その1及びその2	10 政治活動事務所の異動届	11 証票返還届
届出事項	①公職の候補者等又は②公職の候補者等に係る後援団体が、政治活動に使用する事務所に掲げる立札及び看板に表示する証票の発行を申請すること。	証票の発行を届け出た政治活動事務所の所在地等に異動があったこと。	証票を返還すること。
※公職の候補者等又は公職の候補者等に係る後援団体は、その政治活動に使用する事務所に掲げる立札や看板には、必ず、所管する選挙管理委員会が発行する証票を掲げなければいけません。			
備考	<ul style="list-style-type: none"> 1つの政治活動事務所用に掲示できる立札及び看板は、通じて2枚以内。 ※「通じて2枚」とは、立札、看板の類を合わせたもの。 公職の候補者の区分に応じて発行できる証票の数は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ①衆議院小選挙区選出議員 公職の候補者等…10 後援団体…15 ②参議院選挙区選出議員及び知事 公職の候補者等…12 後援団体…18 ③県議会議員 公職の候補者等…6 後援団体…6 証票を紛失した場合、警察に届け出たのちに、県選挙管理委員会に報告すること。 	証票は持参不要。	県選挙管理委員会まで、返還する証票を持参すること（郵送不可）。

政治団体の活動区域を別の都道府県に異動する場合や、総務省所管団体（2以上の都道府県で主たる活動を行う団体）へ移動する場合など、この用紙に記載されていない届出事項の他、政治団体の届出においてご不明な点等あれば、富山県選挙管理委員会（076-444-3183）までお問い合わせください。